

遠隔地で接種した 予防接種の費用を 助成します



北斗市では、やむを得ない事情により、遠隔地で受けた予防接種の費用について、助成をします。

対象となるのは、予防接種を受けた日時点で18歳未満の方で、下記の予防接種です。また、遠隔地での接種に際しては接種前の申請が必要です。

対象となる予防接種

DPT-IPV（四種混合）
DT（二種混合）
ポリオ
BCG
MR（麻しん・風しん混合）
日本脳炎
ヒブ
小児用肺炎球菌
水痘
子宮頸がん予防
B型肝炎
ロタウイルス

助成する費用の上限について

接種に際して医療機関に支払った接種料を助成します。ただし、市の規定により上限があり、全額の助成が出来ない場合もあります。

申請の手順

ご本人（または保護者）
*北斗市に住民票がある方が対象です

① 申請

② 依頼書

③ 接種費用の申請

④ 払戻し

北斗市民生部子育て支援課母子保健係

**※事前の申請がない場合は
費用助成対象となりませんので、
お早めに下記へお問合せ下さい。**

お問い合わせ先 ◆ 〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10
北斗市役所 民生部子育て支援課母子保健係
TEL：0138-73-3111（内線168）